

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	令和4年9月1日～令和5年2月13日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	幼保連携型 マリヤこども園 マリヤコドモエン		
所 在 地	〒276-0015 千葉県八千代市米本1359 米本団地4-39		
交通手段	最寄駅 京成線：勝田台駅 最寄バス停 勝田台駅⇄米本団地終点		
電 話	047-488-2471	FAX	047-488-8615
ホームページ	http://www.ainosono.or.jp/mariva/		
経 営 法 人	社会福祉法人愛の園福祉会		
開設年月日	1971年 4月 1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	千葉県八千代市							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	12	15	18	18+3	18+3	19+3	109	
敷地面積	2190.28㎡			保育面積		1282.73㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援	
健康管理	内科検診（年2回） 歯科検診（年2回） 尿検査（年1回）							
食 事	全園児完全給食と副食のおやつ有。アレルギー食対応有。							
利用時間	午前7時～午後7時							
休 日	日曜・祭日及び年末年始（12/29～1/3）							
地域との交流	園庭開放「カンガルーのぼっけ広場」（毎週9:30～11:00）、 老人会との交流、小中学校との交流、プレ保育「小鳩ルーム」 小学生の遊び場「虹の広場」等							
保護者会活動	保護者会（年11回）、交流会（年1回）、観劇会							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		15	25	40
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	21	1	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		1	2	
	子育て支援員及び補助	園児擁護員		
	8	2		
	園長	主幹保育教諭		
	1	2		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	こども園に直接必要書類を持参されるか、八千代市役所に持参されるかのどちらかになります。詳細については園にお問い合わせ下さい。八千代市広報にも掲載されています。	
申請窓口開設時間	9時～17時（八千代市及びこども園）	
申請時注意事項	入園申込は入園希望月の前月15日まで（市役所持込）になっています。尚4月入園については12月中になります。（八千代市広報記載）	
サービス決定までの時間	入所決定者には保育実施希望月の前月中旬以降に八千代市より通知があります。	
入所相談	こども園または八千代市役所までお問合せ下さい。	
利用料金	保育料については八千代市の定めによります。	
食事代金	3号認定児については上記に含まれます。 1号認定児：5,400円 2号認定児週5日利用者：7,000円 2号認定児週6日利用者：8,100円	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有（地区民生委員1名、法人監事1名）

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>キリスト教精神に立脚し、「もっとも小さなものの一人に仕える」ということを基本理念に据え、一人ひとりの子どもは皆違う可能性と賜物を神さまから授けられていることを子ども達との関わりの基本姿勢としています。 また、日々の保育においては4つの基本方針のもとに園児一人ひとりの主体性（自立性、自立心、自律心）を重んじ、社会性の芽生え（協調性、連帯性、責任意識）を育て、個性が伸びる創造性（興味、集中力、探求心）のある子どもを育成することを目標としています。</p>
<p>特 徴</p>	<p>保育所保育指針に基づいて、子どもの最善の利益を目指した保育の考えのもと、保育内容の充実、保育の質向上を求めながら、各年齢ごとの保育カリキュラムを作成し、実践しています。地域に根差した園として、子育て支援や地域交流、花や野菜の栽培などを活発に行うことを通して子ども達の五感を刺激しつつ、子ども達の未知なる可能性を開花させるための保育を展開しています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>①キリスト教精神に基づいた人間形成の基礎を育むために、日々の礼拝をはじめ、保育の中で思いやりや感謝の心を育て、感性豊かな子どもを育てるための質の高い保育を展開しています。</p> <p>②認定こども園として、教育・保育を一体的に行う施設です。創設者を同じくする姉妹法人の幼稚園教育のノウハウを共有したカリキュラムで保育園時代から教育・保育を一体的に展開しています。</p> <p>③年間を通して栄養士と保育士が連携し、食育活動を行っています。人との関わり、料理との関わり等を通して「生きる力」の基礎を培います。また、毎月の給食日よりでは時期に応じた給食のお知らせやレシピ紹介、「食」に関する情報を発信しています。保護者の食に関する相談もお受けしています。</p> <p>④看護師と保育士が連携し、年間通して子ども達の健康教育に取り組み、毎月の保健日よりでは時期に応じた細やかな健康増進に関する情報発信を行っています。また、保護者からの相談もお受けしています。</p> <p>⑤園見学は随時受け付けております。さらに、ホームページでは園の理念、方針等の紹介を行っている他、インスタグラムを開設し、日々の子どもの様子等の情報発信を行っています。</p> <p>⑥育児支援及び地域活動として、一時預かりをはじめ、園庭開放「カンガルーのぼっけ広場」プレ保育「小鳩ルーム」小学生の遊び場「虹の広場」を定期的を開催しております。是非ご利用下さい。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
理念・方針を実現するための保育計画が作成されている
全体的な計画・年間カリキュラムは、法人理念であるキリスト教精神をベースとして、年齢に応じた子どものあるべき姿と健康、人間関係、環境、言語、表現のそれぞれの領域から形成されており、達成するためのねらいと内容がわかりやすい言葉で記載されている。保護者等に対する支援についても言及しており、保護者の不安の軽減や信頼関係の構築など、こども園と保護者が一体となって子どもを育てるという視点も盛り込まれている。全体的な計画は常に確認できるよう各クラスにファイリングされており、職員は必要に応じて確認しながらカリキュラムを作成している。また、毎年度の全体的な計画の見直しにあたって全職員が参加することで、園の目指す保育のあり方を理解する機会ともなっており、現状に即した子ども達の成長に繋がる質の高い保育が提供されている。
理念を実現しようとする不断の努力がさらなる発展につながろうとしている
地域で長年事業を継続してきた、職員、経営陣ともに課題と感じているのが、配慮を必要とする子ども、いわゆる「グレーの子」である。発達障がいに関しては、子どもの成長と共に少しずつ明らかになってくることも多く、乳幼児の年齢では「どこかが違う」「配慮が多く必要」という感覚で受け止められることとなりがちである。さらに「障がいを保護者が受け入れる」ことの課題も苦勞の多い部分となる。しかし、時代の流れで配慮が必要な子どもを認定こども園でも受け入れなければならなくなってきた。職員が児童発達支援に関して共通理解をもって対応できるよう、研修や話し合いに参加する機会を設けて努力している。また、園の規模を維持して、地域の子どもの「包括的に支援する力」を発揮できるよう努めている。
子どもの発達に関わることの未来を考え準備を進めようとしている
訪問調査時の理事長の第一声は「保育分野の社会福祉法人としてこれからは『児童発達支援』に関しても視野に入れなければならないと考えている」ということであった。地域との長い関わりから「保育」から「療育」への広がりが求められており、それに責任をもって応える法人でありたいとの願いから、事業化を構想しているということである。発達に何らかの問題を抱えた子どもについては、最近になって増えたというよりは、意識されることが多くなったということであろうと思うが、早期の適切な対応により、発達上の課題を大きく減ずることができる場合があることも知られてきている。そうした「配慮を必要とする子ども」に対し、適切な関わりの方策を体得している保育者、療育者が早期に関わることができれば、子どもがよりしあわせに成長できるであろうことは想像に難くない。その準備として現在、就労している職員に対し療育分野の啓発・研修を実施し始めている。
地域ニーズとして日本語が母国語でない子ども・保護者への対応に力を入れている
園では、地域在住の日本語を母国語としない方々が言葉の壁を感じているケースがあることを知って以来「外国籍窓口」を設けている。子どもの入園相談が中心ではあるが、そうでない相談が寄せられることもある。卒園生の保護者とのつながりを、卒園後も絶つことなく継続してきているため、ベトナム・スリランカ・フィリピンを中心とした外国出身の卒園児の保護者が、通訳で協力してくださることもある。最近では、市役所からも紹介されるほどになった。70年代建設の戦後第二世代の団地という立地で、設立当初から地域とのつながりを大切にしてきたことの大きな成果であろう。
食に対する総合的な取り組み
食育を保育の中に位置付け、園長・主任・栄養士により細やかな年間食育計画表が策定されている。園内の畑では年間を通し様々な野菜の栽培がなされており、収穫された夏野菜やサツマイモ・冬の野菜等は給食で提供するほか、牧場の見学など農家の人たちの苦勞を知り、自然の恵みを下さる神への感謝を持てる取り組みとなっている。食育活動では、実際に食材に触れられるクッキングの機会等も設け、食材を触ったり臭いを嗅いだりするなど、五感を刺激することで子ども達の食への関心を高めて、日常から食材への興味が湧くよう取り組まれている。また、残菜や生ごみをたい肥化し、畑の肥料とすることで、SDGsを意識した食育も実施している。行事食に力を入れて楽しい経験・体験を設けるなど、年間の食育計画による様々な取り組みが行われている。

さらに取り組みが望まれるところ
療育・児童発達支援の領域参入とともに療育との連携が望まれる
園として、健常児と通常の認定こども園の経営を超えて、児童発達支援分野への参入を志している。保育と療育の連携によって相互の理解を深め、インクルーシヴ保育の実現を目指している。児童発達支援事業所を同施設に併設する場合、児童発達支援管理責任者の配置が必要となるが、単なる求人ではまかなうよりも、法人の理念を理解した、現在働いている職員から資格取得者を育成することが望ましいと考えている。また、職員の働きやすさの実現と定着が必要で、年間休暇120日の実現や残業ゼロに向けた取り組み、キャリアアッププランを明示することなどを実施しており、法人の目指すところである保育と療育を統合させた保育の実現のため、継続した取り組みが望まれる。
更なる保護者とのコミュニケーションが図れるような取り組みを模索している
新型コロナウイルス感染症流行により、送迎時など日常的なコミュニケーションが不足していることを感じている。今回の調査では、全般的な満足度ではむしろ前回より上がっているものの、「大変満足」と最高評価の率は少し下がっているのはその影響かと思われる。保護者会は年間11回、交流会として年1回、保護者が集まる機会を設けており、メールでのやりとり、SNSの利用や安否確認システム等も駆使しているが、対面での対話の機会を増やす方を模索している。
人材育成と継続した勤務に向けた取り組み
質の高い保育を安定的に提供していくには、職員が将来に向けて展望を持てる体制やライフワークバランスの整った働きやすい職場環境が不可欠であると捉え、法人内に、働きやすさ検討委員会、研修委員会、デジタル委員会、保健衛生安全対策委員会、おいしい給食委員会、事務業務検討委員会などを設け、職員が考えていることや感じていることを吸い上げ、解決に導く仕組みを持っている。しかしながら保育業界全体での人員不足や他施設との競合など、社会的状況により人材確保が難しい状況が続いており、正規職員の確保については継続的な課題と捉えている。現状として非常勤職員を含めた職員体制は安定してはいるものの、正規職員の在籍が増える事で、更に同一の方向性を持った安定した保育提供へと繋がると思われることから継続的な取り組みが期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)
この3年間のコロナ禍により、マスク越しでの日々の保育、保護者との対応でコミュニケーション不足や園の行事のあり方に制限が加わるなど、マイナス面が多く見られる中で第三者評価だった。改めて新型コロナの位置付けがインフルエンザ並に変更されることで、基本的感染対策は維持しつつ、コロナ禍以前に戻せるものとコロナ禍とは関係なく見直しをすべきことを整理する必要があると考える。不適切な保育が全国で報道される中、本園では子どもの権利の保育との観点からも法人の基本理念を明確にしており、これをすべての職員に対して周知徹底し、保育のあらゆる点においてこれを基本的価値として引き続き保育に取り組むこととしたい。さらに2023年度には児童発達支援事業を併設することからも、保育と療育の連携協力を進め、真のインクルーシヴ保育の実現に向けて取り組んでいくこととしたい。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	4	0	
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
				10 職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
				14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
					28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5	0	
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
				31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
				33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				136	0		

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>キリスト教精神に立脚し、「もっとも小さなもの一人に仕える」ということを基本理念に据え、子ども一人ひとり皆違う可能性を神さまから授けられていることを子ども達との関わりの基本姿勢としている。市の指導や保護者の協力を得て児童の為により良い環境を整え、児童が心身ともに健やかに育つように、その福祉の権利を確保し、幸福を増大することを目的として、聖書の教えに立脚した教育保育を行っている。また、日々の保育においては4つの基本方針のもとに園児一人ひとりの主体性(自立性、自立心、自律心)を重んじ、社会性の芽生え(協調性、連帯性、責任意識)を育て、個性が伸びる創造性(興味、集中力、探求心)のある子どもを育成することを目標としている。入園のしおりやパンフレット及びホームページに、理念・方針及び福祉サービスの内容を記載している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事務所の中には理念・方針が掲示されているほか、朝礼司会者が週1回は理念の読み上げを行っている。また、年度の初めの新年度研修では、理事長が理念や基本方針についての話をするとこからスタートし、園行事などの折に触れて、再度理事長から職員に理念や方針が伝えられ、職員への周知徹底が図られている。また、日常の保育の取り組みについてキリスト教的な見方からの指導があり、基本理念や方針に思いを結集して反省と共に理解への取り組みがわれている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>ホームページで、「保育に対する基本姿勢」「子育て支援に対する基本姿勢」を示して園の思いを明確にしている。また、入園のしおりに理念・方針が明記されており、入園説明会では初めに理念と方針について説明し、利用者への周知を図っている。入園後も園だよりや行事だよりなどで、各行事と園の理念・方針の結びつきを知らせるほか、Instagramでも日々の子どもの活動や成長を発信している。3歳以上児については学期ごとに個人面談の時を設け、保護者と子どもの成長の喜びや課題を共有できるように取り組んでいる。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画については、毎年度理事長から示される法人の中長期計画をもとに、毎月開催される法人全体の管理運営会議の中で社会動向を踏まえた法人・各園の課題を明確にして、各園の事業計画を作成している。また、毎年年度初めの新年度研修にて、事業計画の説明がなされて全職員への周知を図っている。事業計画には、財務・人事(人材育成)・組織制度(会議)・施設設備計画・保育内容・将来に対するビジョン等が含まれている。また、社会福祉法の改正に伴い、法人として地域における公益的取り組みを実施する責務があることから、何に取り組んでいくかの大きな課題が与えられた。そのことに対して職員間で実施について話し合いが行われた。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されるように、毎年4月の合同職員研修の場において、理事長より事業計画の説明が行われているほか、各計画の進捗状況は、園長が現場の状況を把握し、毎月の法人管理運営会議の中で報告している。また、実際の保育の計画については、教育保育課程に基づきクラスごとに園長・主幹保育教諭・担当保育教諭が話し合いを行い、年間カリキュラム・月案・週案・日案を作成している。日々の保育の中から見えてくる課題・反省についても、月ごとに反省を行い記録しているほか、次月以降の保育改善に活かしている。教育保育時間等の問題から毎回の会議に全職員が集まることが出来ないため、話し合われた内容が全職員に周知されるよう各クラスリーダーを通して伝えて行くことで、会議内容の周知・徹底に努めている。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針の実践については定例の職員会議の他、日常の中で園長、主幹保育教諭が職員と保育の課題等について話し合っている。園内研修・外部研修については、園長が職員個々の経験や課題に応じて人選したり、本人の希望も受け入れて参加している。研修の学びについては会議内で報告事項として挙げたり、事務所で記録が閲覧できるようにしている。職員が仕事にやりがいを持てるように法人内に、働きやすさ検討委員会、研修委員会、デジタル委員会、保健衛生安全対策委員会、おいしい給食委員会、事務業務検討委員会などを設け、職員が考えていることや感じていることを吸い上げ、解決に導く仕組みを持っている。また、保育が学びやすいようにキャリアアップ資料を作成し、いつでも閲覧使用できるように事務所および各クラスに常備している。</p> <p>職場の人間関係については、園長・主幹保育教諭の話し合いを密にし、日々の職員の様子を観察や助言をするとともに、必要に応じて個人面談を行い、解決にあたっている。また、働きやすさ検討委員会では、グッドジョブカードに取り組み、職場内に称賛文化を定着させ、職員相互の関係がより良いものとなるような取り組みとしている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の社会的な使命と設立の主旨を理解できるように、入職時に就業規則や服務規程とともに説明している。また、法人作成の「五つの自戒」と全国社会福祉協議会の倫理綱領を事務所に掲示して、朝礼時、週1回は司会者が読み上げている。職員会議や園内研修の場を用いて、倫理観や業務に関連する法令を事例に基づいて説明しているほか、歴史ある保育を受け継いでいくために、キリスト教保育・モンテッソーリ保育の理解についても職員一人ひとりが深めていけるように取り組んでいる。プライバシー保護に関しては個人情報保護規定があり、職員には、採用時の「誓約書」で署名・捺印をもらうほか、職員就業規則・服務規程に明記して職員に周知徹底を図っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の役割と権限については職員職務分担表を作成し、明確にしている。また、人材育成方針として自身の未来像を描くことにつながるように、キャリアプランの策定がなされている。このことにより、入職した職員は各自の経験によりステップ I～IVの段階に分けた各年齢別保育実践ファイルを用いて現場で使用できるようにしています。職員の評価については、年2回の業績分配給時期に合わせて人事考課を行っており、業績分配給の支給率、定期昇給に反映させている。尚、人事考課にあたっては、法人作成の評価表に基づいて職員各自が自己評価を行い、第一次考課を主幹保育教諭、第二次考課を園長、第三次考課を理事長が実施し、考課結果については園長から職員各自に伝えると共に今後の課題を明確にし、各自次期目標として取り組めるように伝えている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員有給休暇取得については、毎月有給休暇表を用いて消化率の確認をしている。また、希望休記入ノートを作成し、職員が有休を取得しやすい環境を整えている。また、職員一人ひとりの家庭状況を勘案して勤務形態に考慮しており、育児休暇、介護休暇などの対象職員がいる際には説明を行い、取得できる環境を整えている。また、慶弔見舞金規程の改定がなされ、職員のお子さんの入学祝金の支給も盛り込まれ、勤務者の家族も含めた配慮は職員の働く喜びにつながっている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育者自身がどのようなスキルや専門性を身に付けて行くといいのかを把握することは、目的意識やモチベーションの維持・向上、そして自身の未来像を描くことにつながるから、法人独自のキャリアプランが策定されている。また、経験年数に応じた保育実践ファイルを活用するように説明し、OJTとして園長、主幹保育教諭、クラスリーダー等が日々の業務を通して、必要な知識、技術、態度などを指導している。スキルアップのために新しい課題を設定して振り分けるなどの更なる人材育成に取り組んでいる。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事務所内に児童憲章が掲示され、いつでも職員の目に留まるように配慮している。また、キリスト教の一人ひとりを愛し、守り育てることは、私たちの使命であることを会議の中でも折に触れて確認している。さらに、日常保育の中では、園長・主幹保育教諭が園内を巡視する中で、職員の言動や子どもへの声のかけ方、関わり方等を確認して指導を行うようにしている。虐待については担任と看護師が登園時の視診問診を強化し、特に午睡時の衣服着脱の際には特に目を配り、小さな変化でも園長、主幹保育教諭への報告がなされ、必要に応じて長期にわたって記録を取る等し、市こども相談センター、保健センター、市保育課、児童相談所などの関係機関と連携し、必要に応じて関係者会議を持っている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護については園が決めた個人情報保護方針を、ホームページ及び年度初めの園だよりに毎年掲載しているほか、園内に掲示している。また、個人情報保護規程を策定し、職員に対して個人情報の保管・管理等について、会議・オリエンテーション等でその重要性について伝えている。同様にボランティア、実習生についても、オリエンテーション時に説明を行っている。保護者からも個人情報に関する同意書の提出を求め同意書の提出のあった者のみ最小限の情報利用をしている。ホームページの掲載写真は、全て保護者の了解を得ており、日々のブログの記事・フェイスブック・インスタグラムへの掲載写真については個人が特定できないサイズ、撮り方をしている。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者の意見や要望の把握に努め、月一度の保護者会の開催時には必ずその確認を行っている。降園時には職員は必ず「お帰りなさい」「今日は～でしたよ」と挨拶の他にプラス一言声をかけることを心掛けて、日常的なコミュニケーションをとり、気軽に相談できる環境作りをしている。また、行事ごとに振り返りアンケートの収集をし、利用者の意見要望の把握に努め、現状の把握と改善に努めるようにしている。幼児組については学期ごとの個人面談日を設けて、個々の成長発達面での確認事項その他相談対応日としており、記録も残している。相談内容は園長に報告され、必要な時はいつでも自由に相談して下さいとの呼びかけや、必要と思われる方への誘い等、個人的な対応をしている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決については、園内にて苦情受付担当者と苦情解決責任者を定め、園内各所に掲示してあり、保護者や近隣からの苦情がある時は、早急に対応するべく苦情受付担当者が受付苦情解決責任者と共に話し合い、随時記録した上で、公平中立な立場にある第三者委員へと報告するようにしている。そして苦情解決に関する規定のもと、任命された者、(園長・主幹保育教諭・地域の民生委員・法人監事)が誠意を持って改善を図れる体制を整えている。また、年度初めに理事長宛親展封筒を配布し、直接理事長に意見苦情を申し出る仕組みを作っている。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の質を高める取り組みとして、月間保育計画(行事等を含む)に対して、毎月「振り返り表」を元に評価を行うと共に反省点を明確にし、改善に努めている。また、組織の透明性を示すことを目的として福祉サービス第三者評価を受審しており、保護者や地域に対する社会的責任としてインターネットやホームページで公表することで、現在の保育の質をありのままの姿で保護者や地域に発信している。</p>		

16	<p>提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育実践に関しては、創設者の作成した研修テキストがあり、全クラスに配布されると共に活用されている。マニュアル等は名誉園長・園長・主任等で見直しをしたり新たに作成したりして、乳児・幼児の日常の保育の中で使用されている。安全対策や食物アレルギー対応・感染症予防などの各種業務マニュアルは定期的に見直しを行い、各クラスに配布しいつでも職員が閲覧できるようにしているほか、利用者の安全が確保されるように、必要に応じて研修を行っている。また、今年度は特に法人内委員会活動の中で、刻々と変化する社会情勢に合わせて感染症対策マニュアルの見直しを行っている。</p>		
17	<p>保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>問合せや見学については、随時受け付けている。法人全体でホームページを整備しているが、写真も豊富でイメージしやすくプルダウンメニューで各事業所の情報に行き着きやすいため、入園案内にもアクセスしやすい。昨今の感染症流行下でなかなか実際の見学に思いが至らない利用希望者にも好印象であろう。見学には、園長、主幹保育教諭がパンフレットを用いて説明すると同時に、質問や相談に対応する。電話やメールでの問合せに関しては園長または主任保育教諭が担当して責任ある回答が行えるようにしている。聞き取りの事情に合わせて、入所できるまでの間の一時預かり保育や、園庭開放、プレ保育といった自園での育児支援の紹介や情報提供も行っている。</p>		
18	<p>教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の開始にあたっての説明は、法人全体で共用している「入園のしおり」と重要事項説明書を用いて理念に基づく保育方針や保育内容、徴収費用(自己負担)、ルール等まで含めて行い、同意を得ている。入園説明会については、4月は多人数になるため合同説明会を行い、園長、主幹保育教諭が、概要から具体的な説明まで分担してプログラムを組んで実施する。それに加え、利用者の都合に合わせて個別の説明会も行うよう配慮している。利用希望者側の保育の意向確認は、説明の際に聴取できない場合でも家庭状況調査票を手渡し、基本情報や既往歴、健康状況及び園への希望等を記入してもらい、情報収集と同時に記録としても保存している。</p>		
19	<p>保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画では、法人の理念・保育方針であるキリスト教保育を基に、各年齢の発達に即した年間計画を作成しているとの園の自己理解であるが、むしろ、理念を大切にすることが故の事業実施であるという姿勢が一貫している印象であり、保育課程も長年かけて改善・整合を図ってきていると見て取れる。毎年度末に、園長、主幹保育教諭を中心に各職員で見直しを行い、翌年度にはその反省を活かした計画を作成している。また、その作成にあたっては、健康支援、環境・衛生管理、安全対策、事故防止、保護者支援、子育て支援、地域支援を含めて意識し、今後「児童発達支援」の分野にも踏み込むための準備も視野に入れ、全体的な計画となるよう心がけている。</p>		
20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>長期的・短期的な指導計画が全体的な計画との整合性を常に保てるよう、日常的なクラス保育ミーティングにも計画やふりかえりの話題が多く持つなどして配慮している。それらを会議録として記録化し、会議に参加できなかった職員がいる場合でも会議録で確認できるようにしている。3歳未満児については個別計画の作成が必要であるが、年齢ごとの発達に合わせるだけでなく、個別の発達も勘案しながら、安全かつ継続性、連続性をもって子どもの実態に即したねらいや内容となるよう意識している。幼児年齢の子どもについても、個別対応の必要性はなくなるわけではないので、2人担当制を採り、課題等について責任ある対話をしながら必要に応じて関わられるよう工夫している。さらに特別な配慮が必要な子どもに関しては、個別指導計画を作成するようにし、きめ細かい対応を実践している。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園が、キリスト教保育とともに大切にしているモンテッソーリ教育の考え方に基づいて、子どもの発達段階に即して成長発達を促すことに資する、玩具、遊具、教具や楽器が豊富に取り揃えられている。園庭は広く、固定遊具の他に三輪車、スクーター、縄跳び、ボール等、子ども自らが遊具を取り出して自由に好きな遊びができる工夫がある。濡れていて滑りやすい遊具は雑巾で拭くなどし、乳幼児室内玩具は毎日消毒をして衛生にも務めている。砂場については、保育時間外ブルーシートで覆って衛生に努め、職員による砂の掘り起こしや消毒も行っている。訪問調査時にも子どものあいさつの声に来訪者への主体的な興味が感じられた。園を一步出ると緑地や広い遊歩道につながっており、団地内の各所の児童公園も日常的に活用している。保育室での活動環境では、十分な遊具と展開場所を用意すると共に、安全と衛生の確保が大切であると毎日遊具の点検を行っている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地域は戦後第二世代の団地として、設計時から広い遊歩道を織り込み、クルマの入らない部分に子ども向けの事業所が配置され、四季折々、並木や植込みの草木・花が楽しめる環境となっている。それを活かして年間を通して自然や地域社会と関わる機会を設けており、日々の子どもの発言にも季節の話題がよく上るとのこと。団地を出ると農園地帯であり、子どもの歩ける範囲で、牧場で出産後の仔牛に出会う、田んぼの様子を見学するなど容易にできる。園の畑では、年間を通してさまざまな野菜を育て、収穫して食育の一環として調理などにも活用している。地域の住民がボランティアで園内花壇の整備に来ており、園児とも交流しているほか、老人会とは「伝承遊び交流」として行事も行っている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>モンテッソーリ教育のキーワードのひとつに「自己教育力」があり、そこを大切に「見守ること」が配慮のポイントとなることを踏まえ、保育の中では、子ども同士の関係が深まる方向を念頭に、各担任が見守りながら必要に応じて年齢に即した援助を行っている。子ども同士のトラブルの際にも、解決力を身につける方向性を勘案し、危険のないよう、しかし過干渉にもならないよう気をつけながら必要な援助・介入を行う。子どもを見守る、寄り添う保育について職員を啓発するため、キリスト教保育の冊子を毎月各クラスに配布している。日常的には、職員終礼で問題点やトラブルなどについて共有し、全職員が子どもの状況を把握し、援助ができるよう心がけている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>現在は、障害の診断を受けている子どもは在園していないが、配慮を必要とする子どもはいる。むしろ、いわゆる「グレーゾーン」(障がい児とも言えないが健常児とも言い切れず境目という意味)の子どもとの関わりには労力を要するので、加配職員を配置し、それ以外にもフリー職員や主幹保育教諭も担任職員と連携して対応にあたっている。携わる職員には、障がい児教育に関する研修や話し合いに参加してもらい、共通理解をもてるようにしている。年1回、八千代市の臨床心理士の指導を得て実践に取り組み、記録を残している。保護者が子どもの状況を理解するのに時間がかかる場合があり、個人面談時などに子どもの成長を喜び合いながら、話しやすい雰囲気を作って十分な配慮をした上で、日常生活情報等の提供や必要な機関への紹介をしている。</p>		

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>幼保連携型こども園として、子どもの在園時間はまちまちとなりがちであるが、その中でも長時間保育を受ける子どもの生活環境と安全を優先して注意している。具体的には、集団から離れてゆったりと安心して過ごせる時間を設けることであり、別の部屋を使用できるようにしている。活動カリキュラムは、飽きのこない工夫を行うため毎月見直している。幼児については、異年齢児と合同の時間も生じるので、関わりが持てるように遊具・教具をそろえて合同保育を行っている。一日のうちに複数の職員が関わるケースで情報が行き渡り、保護者への連絡も含め、引き継ぎは書面で行っている。年間計画に基づいた適切な動と静の遊びを実際に取り入れるため、保育内容の管理は正規保育教諭があたるよう配慮している。また、担当するのは全員、子育て支援員研修を受けた職員として保育の質を担保している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの成長発達については登園時等、日常的に口頭で情報交換し、乳児については、毎日連絡帳を交換して対話としている。必要や要望に応じて、定期的な個人面談や保育参加を行っている。5年ほど前より「保育参観」という用語を改め「保育参加」として、保護者の参加意識向上を図ったが、希望が増えた。また保護者の子どもとの関わりに関する悩みへの助言の機会も多くなった。5歳児の小学校との交流会は、子どもの入学への期待が高まるよい機会であったが、感染症流行下で2年間実施できていない。小学校に対し方策も含め再開を打診しようと考えている。小学校への引き継ぎは、児童要録に頼らざるを得ないため、特に発達や生活の連続性が維持できるよう記述に心配りしている。配慮の必要な子どもに関しては、小学校教諭と直接ケース検討する時間を設け、引き継いでいる。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの健康に関する保健計画を策定し、それに沿って取り組んでいる。嘱託医により年2回の健康診断並びに年2回の歯科検診を行い、その結果や指導内容等は保護者に「健康の記録」として配付している。日常的な感染症対策としてサーマルカメラを導入し子どもの登園時に保護者も含めチェックしている。加えて、法人全体で管理会社による総合的な「健康管理(安否確認)システム」も導入した。午睡時の乳幼児突然症候群防止のためのチェックも早期から取り組んでいるが、午睡前後の着脱の際にも皮膚のチェックを行うなど小さな異変も記録して、緊張が継続するよう工夫している。また、万一心身の観察の結果、虐待の疑いが出た場合にはすぐに園長報告し、継続観察を行い、記録し、必要が確認されれば専門機関へ連絡する仕組みができています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>傷病の発生時には園長、主幹保育教諭に報告し、担任、看護師が対応し、保護者に連絡する体制を整え、訓練して備えている。状態によってはかかりつけの嘱託医に相談をしている。地域で感染症等が発生したという情報があるたびに、看護師が呼び掛けて職員に対して勉強会を行い、感染拡大防止の啓発に努めている。毎月の保健だよりで啓発し、感染の可能性発生から潜伏期間の健康観察については保護者が共通の理解をもてるようにしているが、状況に応じて、一斉配信メールで保護者へ情報提供して注意喚起している。</p> <p>与薬の必要な子どもに対し、市内共通の「八千代市与薬指示書」に基づき、医師の指示を1回ごとに受けて看護師が与薬している。前項でも触れたが「健康管理(安否確認)システム」は、休日のデータを保護者にも入力してもらうなどの協力を得て、子どもだけでなく保護者も含めた継続的な健康管理情報を共有することに役立っている。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間食育計画表の策定については、月1回の給食会議の記録、食育活動に関する打合せの記録、日常の子どもの食事の様子観察の結果等を踏まえ、2名配置している栄養士が中心となって行っている。保育士と栄養士が連携して検討することで、五感の発達を促す活動につながっていると考えている。行事食には伝統的に力を入れてきており、子どもたちが年間通して季節や行事を感じることができるよう配慮している。栄養士と保育士の連携は、栄養士が、食事の様子を見ながら言葉をかけ、日常的な関わりをもっていることで強化されている。</p> <p>アレルギー食については、病院の検査結果を受けて保護者と相談し、提供している。誤食防止については、配膳トレイ色を変えたりさらに目印を付けたりするほか、配膳担当栄養士を決めて間違いを最小限にしている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>室内の温度・湿度の設定・調節は、園内それぞれの場所で行っている。空気清浄機も設備して使用中である。換気・採光・音などの環境は担任教諭が随時調整して快適な環境を整えている。園長・主幹保育教諭・看護師の巡視も定期的に行い、朝終礼時や会議で度々確認し、季節に合わせた指導も行っている。子どもにも石鹸による手洗いの重要性を機会あるごとに伝えており、使用する石鹸も全て除菌作用のある薬用石鹸にしている。設備や遊具の衛生管理については毎日消毒液での清拭を中心に行う。消毒液は、必要ときに看護師が使用期限を明記して調整したものを使用している。害虫駆除に関しては、日常的は注意のほか、年間6回、専門の業者により実施している。その他、午睡中、保育士が交代で室内外の整理整頓の時間として、美観の維持にも務めている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故が発生した際には、必要かつ十分な対応を行うことは当為として、当日中に見守りカメラの映像を用いて、担当保育教諭、主幹保育教諭で検証し、原因等の分析を行う。その後園長報告を経て、翌日には全職員が情報を共有して、注意喚起につなげている。今年度特に力を入れている点として「インシデントレポート(ヒヤリハット)」の記入がある。事故発生時の保育の状況についてのふりかえりを記録として共有することで、業務改善に努めるとともに、職員全体の安全対策への意識向上が得られた。事故予防の一環として、遊具の安全点検は毎朝行い検簿に記入している。昨今とみに話題となっている不審者対策については、侵入の心配がある箇所の確認を行い対応の訓練を避難訓練計画に併せて盛り込み、訓練実施している。登園降園の際に、車の出入りがあり、リスクが上がるので安全対策・防犯対策も考慮し「園児擁護員(交通整理含む)」を2名配置している。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地域は海から20km近く内陸のさらに高台にある団地であり、津波の被害は想定しにくいですが、地震・火災については、避難訓練計画を開園当初から整備し、改善を図って対策してきた。訓練簿には職員の役割分担を明確に記入し、周知している。防災マニュアルについては、今年度大きな見直しを行い、災害後の保育及び給食メニューの内容等、より「誰でも対応可能な内容」に再編し、職員に情報共有した。防災意識強化のため、毎月1回の避難訓練のうち年2回を総合消防訓練とし、その際市の消防職員を呼んで消火器の使い方等も含めて指導を受けている。防災の日を目安に防災備蓄食を食べる機会を設け、防災意識の向上と同時に備蓄品の期限内消費にも役立っている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地域の子育て支援として、毎週金曜日に園庭を開放(カンガルーのポッケ広場)している。小学生の遊び場として「虹の広場」を月1回開催し、地域の小学生が参加し賑わっている。プレ保育「小鳩ルーム」は、入園前の子どもが小集団の中で少しずつ集団生活になじめるよう、未就園児の地域子育て支援の一環として随時行っている。感染症流行下でも中止との選択は避けようと、予約制として健康管理結果を提示して利用してもらおうなど対応を工夫して継続してきた。夏まつりや運動会への参加といった園児との交流も規模は縮小せざるを得なかったが継続してきている。</p> <p>保健センターや民生委員との連絡・情報交換の機会等も通じて子育てニーズの把握をするなど地道な地域との交流継続の結果、子育て相談等が電話等で寄せられることも多いが、相談助言には担当保育教諭や主幹保育教諭・看護師・栄養士もいつでも対応できるように配慮している。</p>		